

日本政府が化石燃料関連企業に COP29 参加資格を付与する件について

2024 年 11 月 1 日

外務大臣 岩屋毅様

CC：経済産業大臣 武藤容治様

CC：環境大臣 浅尾慶一郎様

私たちは、気候変動に関する政策議論における化石燃料産業の過度な影響力に懸念を抱いており、化石燃料産業企業が気候変動交渉に特別なアクセスを許されないようにする仕組みが必要であると考えています。

昨年、世界は歴史上最も暑い年となりました。グローバル・サウスの国々は気候危機により多大な影響を受けています。グローバル・サウスだけではなく、日本を含むグローバル・ノースの国々でも記録的な熱波、壊滅的な洪水、山火事などが発生し、人命が失われています。気候変動対策を早期に講じていれば、避けられたものもあったでしょう。しかし、現在の化石燃料システムを維持することで利益を得ている人々は、あまりにも長い間、地球温暖化を止めるための行動を阻止し、遅らせ、あるいは骨抜きにしてきました。化石燃料企業による影響力が、気候変動対策を求める市民の声をかき消してきたのです。

化石燃料産業に従事する人々の意見は、化石燃料の段階的廃止に関する重要な議論に大きな影響を与えています。例えば、日本においては、気候危機対策にとって重要なエネルギー政策のあり方を議論する審議会などの場には、市民や環境保護派よりも重厚長大企業の参加が目立ちます。

国連の気候変動交渉においても、化石燃料産業がエネルギー転換を阻止するために莫大な資源を投入していることを目にしています。過去 20 年以上、巨大化石燃料企業やその業界団体と繋がりや利権を持つ人々が、国連気候変動交渉に少なくとも 7200 回も出席しています。しかし、化石燃料会社のビジネスモデルは、世界の平均気温の上昇を産業革命前より 1.5 度未満に抑えるというパリ協定の目標と直接対立しています。にも関わらず、世界の大手化石燃料企業の幹部らは、政府代表団の一部としての気候変動交渉への参加権利を得ています。2023 年には、エクソンモービル、BP、エニの幹部らは、EU の代表団バッジで COP に参加しました。石油・ガス企業及びその業界団体関係者の多くが「政府オーバーフロー」枠だったことが Kick Big Polluters Out キャンペーン¹の分析で明らかになっています²。日本政府のオーバーフロー枠からも、火力発電所設備の導入や CCS などに携わる三菱重工業株式会社、アンモニア発電技術開発に携わる株式会社 IHI など、80 名の化石燃料ビジネスの関係者³が COP28 に参加していました。

¹ Kick Big Polluters Out, <https://kickbigpollutersout.org/>

² Kick Big Polluters Out, “Release: Record number of fossil fuel lobbyists at COP28” 2023 年 12 月 5 日
<https://kickbigpollutersout.org/articles/release-record-number-fossil-fuel-lobbyists-attend-cop28>

³ 化石燃料関連企業の定義：化石燃料の探査、採掘、精製、取引、化石燃料の専門輸送、またはそれらから得られる電力の販売において重要な事業活動を行う企業及び投融資を行っている金融機関、化石燃料企業が加盟する団体など。

化石燃料企業が対策を遅らせてきたことによる影響は壊滅的です。気象現象はますます極端になり、世界中で混乱が深刻化し、多くの命が失われ、生活手段が破壊されています。

ですが、この深刻な影響を止めるための手段はあります。例えば、世界保健機関（WHO）におけるタバコに関する議論において、喫煙の抑制につながる重要な健康対策に対するタバコ業界のロビイストによる不当な影響のリスクが長らく認識されてきました。2003年、WHOはタバコ規制枠組条約を採択し、業界の利益と公衆衛生当局との間に根本的で解決不可能な対立があることを明確に認め、タバコ業界の不当な影響から公衆衛生政策の決定を守るための指針を示しました⁴。この指針には、タバコ業界のロビイストを国際的なWHO交渉に参加させないことが含まれています。化石燃料産業に対しても、このようなアプローチをとることが重要だと考えています。

私たちは、化石燃料ロビイストの影響から公共政策立案を守る措置を支持することを求めます。そして、その最初の一步として、国連の気候変動交渉への化石燃料産業企業やロビイストの参加登録を提供しないことを約束いただくよう求めます。

以上、御検討くださいますようお願い致します。

署名団体

国際環境 NGO FoE Japan

メコン・ウォッチ

地球環境市民会議（CASA）

国際環境 NGO 350.org Japan

気候ネットワーク

⁴ WHO Framework Convention on Tobacco Control, “Guidelines for implementation of Article 5.3” 1 January 2013, <https://fctc.who.int/publications/m/item/guidelines-for-implementation-of-article-5.3>